

建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済
基金の設立を検討することを求める意見書

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は多くの国民に広がっています。

アスベスト（石綿）被害について、欧米諸国においては、製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では建設業従事者に最も多くの被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材などとして建設現場で使用され、そして国においても、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を認めたことにも原因があります。特に建設業は重層下請構造や「従事者が数多くの現場に渡って就労する」ことから、労働災害として認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もありません。

また、被害者の多くが高齢化し、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者の救済に向けて速やかな対処が求められます。

よって、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策及びアスベストの拡散を防止する対策を直ちにとり、アスベスト問題が早期に解決されることが求められています。

また、こうした被害者を速やかに、また被害者の負担をできる限り少なくして救済するためには「被害者救済基金」の創設が望まれます。

建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決が急務となっていることに鑑みて、下記事項について要望いたします。

記

1. 建設従事者のアスベスト被害の早期解決と被害の根絶を図り、被害者に対し速やかに、また、負担なく救済するための「被害者救済基金」創設の検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成31年3月22日

小郡市議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
厚生労働大臣
環境大臣